

令和7年度（10月～12月分） 中野区介護サービス事業所等物価高騰対策支援金のご案内

区では原油価格や物価高騰（電気、ガス料金、食費を含む）の影響を受けている事業所への支援として、下記のとおり支援金を交付することといたしました。補助対象期間は令和7年10月1日から令和7年12月31日までです。

対象事業所及び支援金額

次のすべての条件を満たす事業所を対象とします。

- ・申請日時点で、東京都又は中野区の指定を受け、介護サービスを提供している事業所
- ・中野区内に所在し、申請日時点で介護保険法に定める介護（予防）サービス、総合事業を実施している事業所

支援金種別	支援金額（別紙1・2参照）
①事業所割（サービス種別ごと。ただし同一事業所内で総合事業を併設している事業所は複数申請は不可）	1事業所あたり9,500円
②利用定員割	定員1人あたり4,500円～12,600円
③利用車両割 サービス種別ごとに、2台を上限とします。 ＊同一車両の重複申請は不可とします。	車両1台あたり2,700円または5,100円

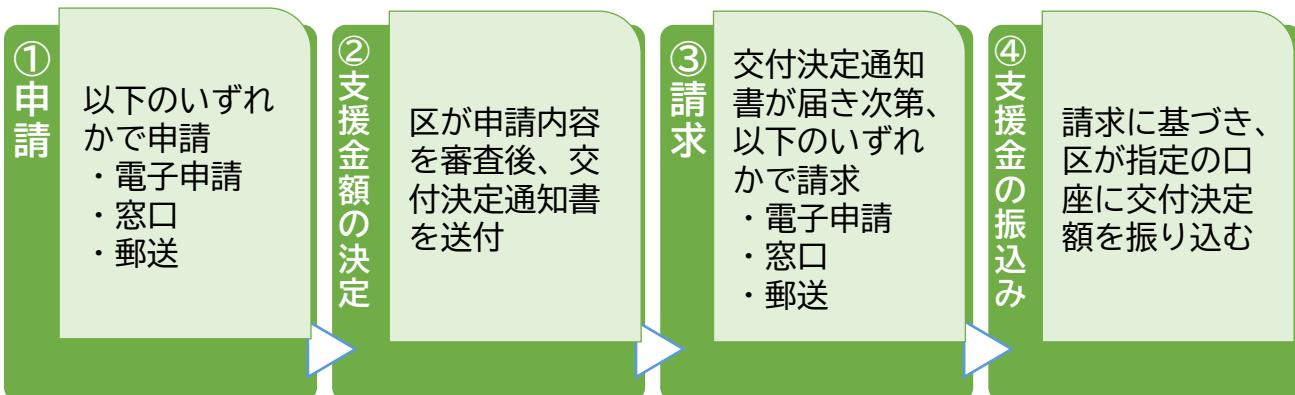
■以下に該当する場合は、1つの事業所として取り扱います。

- ①介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合
- ②介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合

申請の流れ

申請書提出締切

2月13日（金）



申請用LOGOフォーム（電子申請）はこちら↓

※1月26日(月)から申請の受け付けが可能となります。

<https://logoform.jp/form/Trw5/1392628>



提出・問合せ先

〒164-8501 中野区中野4-11-19
中野区地域支えあい推進部介護保険課管理係
Mail kaigohoken@city.tokyo-nakano.lg.jp
電話 03-3228-5629（直通）